

# 杉並区社会福祉協議会 きずなサロン助成金交付要綱

平成 26 年 6 月 1 日  
30 杉社協地発第 77 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区社会福祉協議会きずなサロン支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という）第 5 条第 1 号に規定するきずなサロン開設及び活動に必要な経費の助成（以下「助成金」という）に関し、必要なことを定めることを目的とする。

## (交付対象)

第 2 条 助成金の交付対象は、実施要綱第 4 条に定める登録を承認した団体（以下「登録団体」という。）とする。

## (助成対象経費)

第 3 条 助成金の対象とする経費は、別表 1 に掲げるものとする。

2 別表 1 に掲げられた 2 - (3) 継続支援費については、平成 26 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに立ち上げたサロンを対象とする。

## (助成金の申請)

第 4 条 この要綱に定める助成金の交付を受けようとするときは、別表 2 に掲げる助成金区分に応じ、必要な提出書類を杉並区社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に提出するものとする。

## (助成金の交付決定)

第 5 条 会長は、第 4 条による申請があった場合において、申請内容を審査し、助成の可否を決定し、きずなサロン助成金交付決定通知書（第 3 号様式）により、速やかに申請団体の代表者に通知する。

## (助成金の請求及び交付)

第 6 条 助成金の交付決定通知を受けた登録団体は、きずなサロン助成金交付請求書（第 4 号様式）を会長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

2 助成金の交付を受けた登録団体の代表者は、きずなサロン助成金受領書（第 5 号様式）を会長に提出するものとする。

## (助成金の取り消し)

第 7 条 会長は、助成金の交付の決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消し、きずなサロン助成金交付決定取消通知書（第 6 号様式）により、速やかに当該団体の代表者に通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の金額又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第8条 会長は、前条のきずなサロン助成金交付決定取消通知書を受けた団体に既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその助成金の全部又は一部を、きずなサロン助成金返還請求書(第7号様式)により、返還させることができる。

(助成金会計報告及び残金の返納)

第9条 助成金の交付を受けた団体は、事後速やかに、きずなサロン助成金報告書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。なお、交付した助成金に残金が生じている場合には返納する。

- (1) きずなサロン助成金領収書等添付用紙(第9号様式)
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則(平成26年6月1日 杉社協地発第77号)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附則(平成27年6月16日 杉社協地発第76号)

この要綱は、平成27年6月16日から施行する。

附則(平成30年12月10日 杉社協地発第332号)

この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

附則(令和5年4月1日 杉社協地発第246号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。